



(法令編)
No. 87
3月号

町課 会務 度県 三総 発行 編集

(つづっておくと便利です。)

4 切替日からこの条例の施行日の前日までの間ににおいて、この条例による改正

前の度会町職員給与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級又はその

受けの号給若しくは給料月額に異動があつた職員のうち、町長の定める職員の改

正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額およびこれらを受けること

となる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）
5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および町長の定めるこれに準ずる職務の切替日における号給又は給料月額およびこれらを受けることとなる期間について、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）
6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けた号給又は給料月額は、同条例およびこれに基づく規則に従つて定期的に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和三十三年三月三十日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

7 職員に昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を規則の定めるところにより支給する。

8 給する。

9 前項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、規則で定める暫定手当の額は、いずれもその額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間ににおいては当該職務の等級の号給についての規則で定める暫定手当の月額に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十日までの間においては五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以後においては五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれを加えた額に読み替えるものとし、昭和三十三年三月三十日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員のそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年三月三十一日における給料月額は、町長の定める額とする。

10 改正前の条例の規定に基づいて、切替（給与の内払）

第十四条第二項中「四百二十円」を「五百円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

右公布する。
昭和四十三年二月二十四日
三重県度会町長 浜岡 和一
度会町職員給与条例の一部を改正する条例
度会町職員給与条例（昭和三十一年度会
町条例第九号）の一部を次のように改正す
る。
(切替日から施行日の前日までの間の異
動者の号給等)

3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」
という。）の前日において職務の等級の
最高の号給又は最高の号給をこえる給料
月額を受ける職員の切替日における号給
又は給料月額およびこれらを受ける期間
に通算されることとなる期間は、規則で

度会町職員給与条例（昭和三十一年度会
町条例第九号）の一部を次のように改正す
る。
（切替日から施行日の前日までの間の異
動者の号給等）

行政職給料表

別表

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	27,900	23,900	12,000
2	36,100	29,600	25,200	12,800
3	38,400	31,400	26,500	13,600
4	40,700	33,400	27,900	14,400
5	43,000	35,400	29,400	15,200
6	45,400	37,500	31,000	16,000
7	47,800	39,600	32,800	16,800
8	50,200	41,700	34,600	17,600
9	52,600	43,800	36,300	18,400
10	55,000	45,900	38,000	19,200
11	57,100	48,000	39,700	20,000
12	59,200	50,000	41,300	20,900
13	61,300	52,000	42,900	21,900
14	62,900	53,900	43,900	22,900
15	64,300	55,300	44,900	23,900
16	65,500	56,500		24,900
17	66,600	57,600		25,900
18	67,700	58,600		27,000
19	68,800	59,600		28,100
20		60,600		29,200
21				30,300
22				31,200
23				32,000
24				32,800

○度会町条例第二号

末日までの間に職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

職員に暫定手当が支給される間、改正

後の条例第二条第一項中「扶養手当、」

あるいは「扶養手当、暫定手当、」と

同条例第十条中「給料の月額」とあるのは、「扶養手当の月額」とあるのは、「扶養手当および暫定手当の月額」と、改正後の条例第十八条第二項中「扶養手当の月額」とあるのは、「給料の月額」と

扶養手当の月額および暫定手当の月額と、改正後の条例第十八条第二項中「扶料の月額」とあるのは、「給料の月額」である。

(給料の月額)とあるのは、「給料の月

額と、改正後の条例第十八条第二項中「扶料の月額」とあるのは、「給料の月額」と、改正後の条例第十八条第二項中「扶料の月額」とあるのは、「給料の月額」である。

- 11 (規則への委任)
12 附則第三項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年二月二十四日

三重県度会町長 浜岡 和一

(昭和四十年度会町条例第二号)の一部を次のように改正する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(昭和四十年度会町条例第二号)の一部を

第三条を次のように改める。
(減給の効果)

第三条 減給は、一日以上六月以下の期間給料の月額と暫定手当の月額との合計額の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年一月一日から適用する。

2 この改正条例は、職員に暫定手当が支給される昭和四十五年三月三十一日まで適用する。